

ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。）及び廃棄物焼却炉の設備概要書

1 ばいじんの排出量の明細

(1) 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出量の許容限度等

廃棄物焼却炉の番号及び記号	① ばいじんの排出量の許容限度 Qi (g/h) [②×③]	② 係 数 Ci	③ 定格能力運転時の乾き排出ガス量 (O ₂ 12%換算) V (Nm ³ /h) [$\frac{21-④}{9} \times ⑤$]	④ 定格能力運転時の乾き排出ガス中の酸素濃度 Oi (%)	⑤ 定格能力運転時の乾き排出ガス量 Vi (Nm ³ /h)
1号焼却炉	1,839	0.04	45,983	7.1	29,773
2号焼却炉	1,839	0.04	45,983	7.1	29,773

(2) 廃棄物焼却炉別のばいじんの排出量等

廃棄物焼却炉の番号及び記号	⑥ ばいじんの排出量 Q (g/h) [⑦×⑧×($\frac{③}{⑧}$)]	⑦ ばいじんの排出濃度 C (g/Nm ³) [$\frac{9}{21-⑩} \times ⑨$]	⑧ 乾き排出ガス量 (O ₂ 12%換算) Vc (Nm ³ /h) [$\frac{21-⑩}{9} \times ⑪$]	⑨ 乾き排出ガス中のばいじんの排出濃度 Cs (g/Nm ³)	⑩ 乾き排出ガス中の酸素濃度 Os (%)	⑪ 乾き排出ガス量 Vi (Nm ³ /h)
1号焼却炉	460	0.01	45,983	0.015	7.1	29,773
2号焼却炉	460	0.01	45,983	0.015	7.1	29,773

- 備考 1 「Qi」、「Ci」、「V」、「Oi」、「Vi」、「Q」、「C」、「Vc」、「Cs」、「Os」及び「Vs」とは、別表第5の2(1)アに定めるQi、Ci、V、Oi、Vi、Q、C、Vs、Cs、Os及びVsをいいます。
- 2 定格能力運転時の乾き排出ガス中の酸素濃度、定格能力運転時の乾き排出ガス量及びばいじんの排出濃度の根拠を明らかにする書類を添付してください。

「Vc」が「V」を超える場合にあっては、V/Vc=1

「Os」が20%を超える場合にあっては、20%とします。

「Ci」とは、施設の規模に応じた次に定める係数をいいます。

施設の規模	Ci(係数)		
	平成9年4月1日 前に設置された 廃棄物焼却炉 (同日前から設 置がされている ものを含む。)	平成9年4月1日以 後平成10年7月1日 前に設置された廃 棄物焼却炉(同日 前から設置の工事 がされているもの を含む。)	平成10年7月1 日以後に設置 された廃棄物 焼却炉
1時間当たりの焼却能力が 200kg未満(火格子面積が2 ㎡以上のものを除く。)	0.25	0.25	0.25
1時間当たりの焼却能力が 200kg以上625kg未満(200k g未満であって、火格子面 積が2㎡以上のものを含 む。)	0.25	0.20	0.15
1時間当たりの焼却能力が 625kg以上1,000kg未満	0.20	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が 1,000kg以上2,000kg未満	0.20	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が 2,000kg以上4,000kg未満	0.10	0.10	0.08
1時間当たりの焼却能力が 4,000kg以上10,000kg未満	0.10	0.10	0.04
1時間当たりの焼却能力が 10,000kg以上	0.05	0.05	0.04

(2面)

2 廃棄物焼却炉の設備の概要

(1) 廃棄物焼却炉の設備

設備基準(条例規則別表第5 2(2))を
全て満たす必要があります。

施設の規模	設備
全ての焼却炉	<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 一次燃焼室<input checked="" type="checkbox"/> 助燃バーナーを備えた二次燃焼室<input checked="" type="checkbox"/> 通風を調整できる設備<input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備 ()<input checked="" type="checkbox"/> 炉内温度計<input checked="" type="checkbox"/> 焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できる構造<input checked="" type="checkbox"/> 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
1時間当たりの焼却能力が200kg以上(200kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 炉内温度計及びその記録装置<input checked="" type="checkbox"/> 集じん装置入口温度計及びその記録装置<input checked="" type="checkbox"/> 酸素濃度計及びその記録装置<input checked="" type="checkbox"/> 一酸化炭素濃度計及びその記録装置

(2) 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備

いずれかの排出ガス処理施設を設置
する必要があります。

区分	施設の規模	設備
平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉(同日前から設置の工事がされているものを含む。)	1時間当たりの焼却能力100kg以上1,000kg未満(100kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> サイクロン<input type="checkbox"/> 洗浄集じん装置<input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()
	1時間当たりの燃焼能力が1,000kg以上	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> サイクロン<input type="checkbox"/> バグフィルター<input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()

